

- (2) 関係団体の取組みについて
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
くまもと子ども未来プラン実行推進協議会事務局（熊本県健康福祉部児童家庭課少子化対策企画班）
（電話 096-383-1111 内線 7130）

熊本県教育委員会告示第3号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第36条第2項の規定により、次の熊本県指定名勝及び史跡の指定が平成14年12月19日付けで解除されたので、同第36条第3項の規定により告示する。

平成15年3月14日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

名 称	松浜軒
種 別	名勝及び史跡
員 数	1
所 在 地	熊本県八代市北の丸町20
所 有 者	宗教法人 松井神社、財団法人 松井文庫

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、漁業権免許漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成15年3月14日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 黒 田 正 明

- 1 開催日時 平成15年3月26日（水）午後1時30分から
- 2 開催場所 熊本県庁本館1階101会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 漁場計画の概要
- (1) 熊本県有明海区における第11次漁業権切替に関する漁場計画概要は別表のとおり
- (2) 漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁漁政課内）において閲覧に供する。
- 4 その他
- 公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催日時までに提出してください。
- なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別表 熊本県有明海区における第11次漁業権切替に関する漁場計画概要

ア 区画漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
有区第1号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	荒尾市地先	荒尾市大字荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
有区第2号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	荒尾市牛水地先	荒尾市大字牛水
有区第3号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名郡長洲町地先	玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜
有区第4号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名郡岱明町鍋地先	玉名郡岱明町大字鍋、下沖洲及び扇崎
有区第5号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名郡岱明町浜田地先	玉名郡岱明町大字山下、浜田及び高道
有区第6号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名市滑石地先	玉名市滑石及び小浜
有区第7号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名市大浜町地先	玉名市大浜町の 新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見町、烏帽子、沖烏帽子及び未広、並びに同市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地、及び5321番地
有区第8号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名郡横島町地先	玉名郡横島町
有区第9号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市河内町地先	熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第10号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市河内町地先	熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第11号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市河内町地先	熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第12号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市松尾町地先	熊本市松尾町
有区第13号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市松尾町地先	熊本市松尾町
有区第14号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市小島下町地先	熊本市小島上町、小島中町および小島下町
有区第15号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市沖新町地先	熊本市沖新町
有区第16号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市沖新町地先	熊本市沖新町
有区第17号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市沖新町地先	熊本市沖新町

有区第18号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市畠口町地先	熊本市畠口町
有区第19号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市畠口町地先	熊本市畠口町
有区第20号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市畠口町地先	熊本市畠口町
有区第21号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市畠口町地先	熊本市畠口町
有区第22号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	熊本市畠口町地先	熊本市畠口町
有区第23号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市海路口地先	熊本市海路口町
有区第24号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市海路口地先	熊本市海路口町
有区第25号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市海路口地先	熊本市海路口町
有区第26号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	熊本市海路口地先	熊本市海路口町
有区第27号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市川口地先	熊本市川口町
有区第28号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	熊本市川口地先	熊本市川口町
有区第29号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第30号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第31号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第32号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第33号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第34号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第35号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月15日から翌年3月31日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第36号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から12月15日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町
有区第37号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
有区第38号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
有区第39号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から12月15日まで	宇土市地先	宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
有区第40号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	荒尾市地先	荒尾市大字荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
有区第41号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	玉名郡長洲町地先	玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜